

令和6年度 新入生保護者説明会



学校教育の先生は私たち「教師」、家庭教育の先生は「保護者」のみなさまです。思春期を迎える子ども達のために、教師も保護者も子ども達を真ん中におきながら、学び合いながら一緒に進んでいきたいと考えています。子ども達を支える「稚中生」の保護者と教職員として、共に歩んでいきましょう。

稚内市立稚内中学校

1. 稚内警察署より

2. 稚内中学校説明会

(1) 校長挨拶

(2) 校内推進部より

- 学習面について

(3) 地域連携部より

- 生活面について
- 部活動について

(4) 総務より

- 教愛会活動について
- 入学式の日程について
- 就学援助制度・学校納入費について

(5) 質疑応答、その他

飛躍ワードI

ICT教育

パソコンを活用した深い教育活動！

校訓

敬愛互譲

- 1 高い知性を求め、自ら進んで学ぶ生徒
- 2 豊かな心を持ち、仲間と伸びる生徒

飛躍ワードII

地域協働教育

「子育て運動」関係機関と連携！

学校教育目標

未来を切り拓く心豊かな生徒の育成



稚内中HP
QRコード

- 3 健康な体で、最後までやり抜く生徒
- 4 地域・社会に学び、自立・参画できる生徒

重点1 (第一優先)

子どもの未来保障

- ・子どもの学力保障
- ・安心・安全の学校づくり
- ・教職員の資質・能力向上

実施：D

重点2

心を育む生徒指導

- ・有意義な学校生活の実現
- ・いじめ見逃し0の取組
- ・地域・ふるさとを学ぶ

重点3

地域とのつながり

- ・HPでの稚中情報発信
- ・小中一貫教育の推進
- ・学校運営協議会の推進

重点4

教職員の働き方改革

- ・道ガイドラインの取組
- ・市APの取組
- ・業務改善で超過勤務減

稚中の校内研修 (授業改革)

研究主題

『主体的・対話的で深い学びを通して、自分で考え判断する力を培う授業の追求』

【研究内容】

- ①学習に対する興味関心を喚起する
学習課題や課題意識が高まる
学習課題の設定
- ②基礎学力（知識・技能）の定着
- ③主体的に考え判断する力を育成する
対話の活性化
- ④学びのまとめの振り返り

検証：C

稚中教育の評価

全国学力学習状況調査・各種テスト
平均正答率30%未満（のびしろ層）0人！

学力の評価	道教委チャレンジテスト・SOYAサポートテスト・学力テスト ・定期テスト（前期・期末）・単元テスト・各種検定
体力の評価	・新体力テスト（年2回全学年実施）・全国運動状況調査
生徒分析	・教育相談・いじめアンケート調査（年3回実施）
教育活動の評価	・学校評価全項目3.5以上（最大値4.0）

※HP～ホームページ

改善：A

※AP～アクションプラン

稚内中学校の紹介

本校は、創立 70 年を越える長い歴史のある中学校です。令和5年度の学級数は、1年生1学級、2年生1学級、3年生1学級、特別支援学級2学級となっています。体育の授業では、冬のスポーツとして、カーリング授業を実施しています。

【令和5年度の稚内中学校の教職員構成】

- 校長1名 ■教頭2名 ■教諭10名 ■養護教諭1名 ■事務職員1名
- 学校用務員2名 ■環境整備作業員1名 ■給食配膳員2名 ■特別支援教育支援員1名
- 学校図書館協力員1名 ■スクールカウンセラー1名 ■スクールソーシャルワーカー1名
- 英語ALT1名 ■技術家庭担当教員1名（潮見が丘中在籍ですが稚内中と宗谷中に巡回）

○【学習面】

1. 教科の内容と教科担任制について

①中学校は教科が9教科になります

◇中学校の学習には「国語」「数学」「社会」「理科」「英語」「美術」「音楽」「技術・家庭」「保健体育」の9教科と「総合的な学習」、「道徳」、「学級活動(HR)」があります。

◇教科内容は一層専門的になります。「社会」は地理・歴史・公民に分かれ、「算数」から「数学」に、「外国語活動」から「英語」に、「図工」から「美術」になります。

【1年生の各教科の年間授業時数】

教科	国語	数学	社会	理科	英語	音楽	美術	技家	保体
時数 (週あたり)	140 (4)	140 (4)	105 (3)	105 (3)	140 (4)	45 (1.3)	45 (1.3)	70 (2)	105 (3)

※他に「道徳」「特別活動」が各35時間、「総合的な学習」が年50時間実施されます。

※「総合的な学習」の時間では、中学校3年間を見通して、体験学習や調査活動などを実施しています。

1年生・・・□進路学習 □適正と職業調べ、ジョブフェア、造船所見学 など

2年生・・・□進路学習 □職場体験学習 □宿泊研修（酪農体験）など

3年生・・・□進路学習 □修学旅行の上級学校訪問 など

②教科担任制になります

◇教科によって担当の教師が替わります。

◇教科担任制となり、生徒たちとより多くの教師が関わることができます。授業や休み時間の様子など、学年や学級、教科で連携していきます。

◇授業時間は45分(小学校)から50分になります。

◇稚内中学校では、生徒たちが一方的に教師の説明を聞くだけの授業ではなく、協働しながら学習を進め、学力を高めていく授業を中心に実施しています。

③中学校の1日の時程について【令和5年度】

8:20~ 8:30	朝のHR	12:25~12:55	給食
8:30~ 8:35	授業準備	12:55~13:25	清掃・昼休み
8:35~ 9:25	1時間目	13:30~14:20	5時間目
9:35~10:25	2時間目	14:30~15:20	6時間目
10:35~11:25	3時間目	15:20~15:30	帰りのHR
11:35~12:25	4時間目	15:30~	部活動

□給食 ~自分たちで運び、自分たちで盛り付けします。ランチマットと箸をご用意下さい。

□部活動 ~季節ごとに活動時間が異なります。夏季・冬季の切り替えにつきまして学校よりお知らせいたします。

夏季(6月~10月ごろ)・・・18:00下校

冬季(11月~5月ごろ)・・・17:30下校

④授業形態の工夫をはかって、学力向上に努めています。

◇生徒自身が学習に対しての課題意識を持ち、生徒同士で互いに関わり合いながら授業にのぞむ授業に取り組んでいます。また、タブレット端末を活用した授業や活動を行っています。

⑤特別支援学級を必要に応じて設置します。

◇普通学級の教育課程と異なる部分があり、一人一人の生徒の実態に合わせた形で学習が行われています。在籍生徒の実態に応じて、教科によっては指導する先生が変わります。

2. 1人1台端末の活用

①タブレット端末を活用しています。

◇稚内市から貸与されている Chromebook を使用しています。

◇稚内市のタブレット使用のルールに基づいた「稚内中学校 タブレット活用のルール」を設定しています。

◇Google クラウドルームやロイロノートを活用し、考えを共有したり視覚的に問題を捉えやすくしたりといった授業での取組を行い、深い学びを目指しています。

◇総合的な学習の時間などのまとめをスライドにするなど、プレゼンテーションの能力を高める取組を行っています。



②端末は毎日持ち帰ることを基本としています。

◇家庭学習に活用することを目的とし、基本的には毎日家庭に持ち帰るようにしています。(家庭に充電器がない、Wi-Fi環境がないなどお困りのことがありましたらご連絡ください)

◇春からAIドリルが導入する予定です。(今年度は試用期間として使用していました)

◇時間割は各学年のGoogleサイトを通じて生徒自身が確認します。

稚内市立稚内中学校 2023年度 タブレット活用のルール

【生徒・保護者用】

タブレットパソコンはみなさんの学習に役立てるための道具です。みなさんが学習をより豊かにしていくために、上手に活用していくことが大切です。そこで、「タブレットパソコン使用のルール」を定めました。ルールを守り、タブレットパソコンを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 安全・安心に活用するために

- アカウント (ID)、パスワードを、他人に教えないこと。また、タブレットを貸さないこと。
- アプリケーションの追加や削除、設定の変更を勝手に行わないこと。
- タブレットは大切に扱う。落としたりぬらしたりしないように注意すること。
- タブレットに貼ってある番号のシールははがさないこと。もしはがれた場合はすぐ担任の先生に申し出ること。
- 学校で使用しているタブレット以外でログインをしないこと。
- 学習に関係の無い目的では使わないこと。

2 インターネットや個人情報の取り扱い

- 本人の許可を得ずに写真を撮ったり、録音や録画をしない。
- 自分や他人の個人情報をインターネット上に不用意に書き込まない。
- 他人を傷つけたりする言葉をネット上に書き込まない。
- 不適切なサイトにアクセスしない。また、通知の許可を求められてもむやみに許可しない。

3 使う場面や時間について

【学校で使うとき】

- 学校では、授業時間に関わるときに使います。先生の指示をよく聞いて使用してください。
- 休み時間には学校の活動に関わることにのみ使用できます。
- 使用していないときには自分の机の中やロッカーの中に入れ、大切に保管しておきましょう。

【家庭で使うとき】

- インターネットを利用するには、自宅のWi-Fi環境を使用してください。
- 自宅での使用についても、学習活動に関わることにだけに限ります。
- 自宅で保管するときは、保護者の目の届くところに置いておきましょう。
- 登下校中での使用はできません。
- 充電は各家庭でお願いします。充電器は「マイクロUSBタイプC」や「ニンテンドースイッチ」の充電器が使用できます。ご家庭にない場合は学校から充電器を貸し出しますので教員にお知らせください。

4 その他 ～保護者のみなさまへ～


- 家庭に持ち帰った際のインターネットへの接続については、各家庭のWi-Fi環境が利用できるようご協力をお願いします。
- 家庭で使用し、故障がわかりましたら、速やかに学校へ連絡をお願いします。
- この使用のルールは、2023年4月現在のものであり、今後、新たなルールが加わったり、ルールの変更があったりした場合はその都度お知らせします。

タブレットパソコンを使うときに気を付けること・やってはいけないこと

卒業するまで「借りる」ものです。

- タブレットは、稚内市がみなさんに貸し出しているものです。
- 卒業するまで同じものを使います。
- みなさんが卒業したら、次に入学する子が使います。

大切に使いましょう。



学校でタブレットを使う目的

「パソコン堂が教室にやってきた」...そんなイメージです。

学習に 使うため




ユーザー名とパスワード

学校で使うタブレットには「ユーザー名」と「パスワード」があります。

インターネットに書き込んだり、人に教えてはいけないものです。


ユーザー名 **パスワード**



家の住所...のようなもの 家のカギ...にあたるもの

⚠ 気を付けて!

操作ができなくなったときは
いろいろさわる前に
先生を呼ぼう!




やってはいけません
タブレットをほかの
人にかけては
いきません。
また、ほかの人の
IDやパスワードを
勝手に使ったりは
いきません。



やってはいけません
相手を傷つけたり、いや
な思いをさせることを書
き込んではいけません。



やってはいけません
勉強に関係ない
ウェブサイトを見
てはいけません。



やってはいけません
人が作った作品や
人の顔写真、
個人情報(名前、
住所、電話番号など)を
インターネットに
書いてはいけません。




やってはいけません
学校のタブレットで
SNSをしては
いきません。



ルールを守って、
安心・安全に、
気持ちよくタブレット
を使いましょう。

やってはいけません
先生の指示以外で
画像や動画、音楽などを
ダウンロードしたり
アップロードしては
いきません。



やってはいけません
課金しては
いきません。




○【生活面】

1. 学校行事と生徒会行事について（令和5年度）

- ①学級・学年・全校の絆を強める学校行事・生徒会行事について
 - 4月～入学式、新入生歓迎集会、部活動説明会
 - 5月～前期生徒総会、運動会
 - 7月～宗谷地区中体連
 - 9月～1年…宿泊学習 2年…職場体験学習、宿泊学習 3年…修学旅行
 - 10月～後期生徒会役員選挙、稚中祭、合唱コンクール
 - 11月～後期生徒総会
 - 3月～卒業生を送る会、卒業式

2. 令和5年度の取組

近年、本校生徒は、全体的に『落ち着いたある学校生活』を送ることができています。先輩、後輩の関係も良く、学級、学年の枠を越えて様々な場面で協力できる稚中生の“良さ”があります。

今後も、以下の課題の改善をめざして保護者のみなさまと力を合わせていきたいと思えます。

①生活習慣のより一層の確立

○生活習慣チェックアンケートの実施

定期的に、「朝食を取っているか」「メディアの使用時間は長くなっていないか」「家庭での学習時間はどれくらいか」などについて、自分の生活について振り返り、必要に応じて改善を図ります。

②生活ルールづくり

○スマホ・タブレット端末・オンラインゲームなどインターネットの使用について、家庭でのルール作りをしながら、お子さんとよく話し合しましょう。

3. 生活の規則について

○登校は7時50分～8時15分までとします。

※欠席、遅刻等は安心安全メールを通じて必ず連絡をお願いします。

○校内は指定の『標準学生服・標準セーラー服』で過ごします。制服登校が基本となります。なお、夏季・冬季それぞれ服装が異なることがあります。

○自転車通学をする場合は、担当の教員に届け出を出し、学校長の許可を受けます。

【自転車通学可能区域】 北：恵比須5丁目以北 南：中央3丁目以南及び開運

（安全管理上、原則として上記区域外の生徒は自転車での通学は認めていません。）

改正道路交通法により、自転車乗用時にはヘルメットの着用が「努力義務」として定められています。本校としては、ヘルメットの着用を義務化しておりますのでご協力ください。

○学習に不必要なものやスマートフォン・貴重品は、学校に持ってくることはできません。

どうしても必要な場合の貴重品などについては相談してください。

令和6年 2月8日

保護者の皆様

稚内市立稚内中学校
校長 森河 真
PTA会長 遠藤 健太郎

一斉メール配信システム 『稚中安心メール』登録のお願い

向春の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

皆様に本校の「一斉メール配信システム」への登録のご案内を致します。外出先でもスピーディーかつ、確実に学校やPTAからの情報を受け取ることができます。子ども達の安全を守り、学校やPTA活動を円滑に行うため、保護者全員のご登録をお願い致します。

下記<ご注意>をよくご確認の上、ご登録をお願い致します。 (登録方法は裏面)

令和6年4月1日～12日までに登録をお願いします！

登録されない方には、急を要する情報のお知らせができません。登録をお願いします。

稚中安心メール

不審者情報

〇〇付近で不審者が目撃されました。本日は集団下校となります。〇時頃下校となりますので、可能な方は近所までお迎えをお願いします。不審者の特徴は黒っぽい服装にマスク着用で、白の車に乗って…

学年行事などの案内

明日は、〇学年行事です。〇時に体育館に集合してください。体育館用シューズとPTAの腕章をお持ちください。多くの皆様の参加をお待ちしています。

学校からの緊急連絡

明日の運動会は雨のため延期になりました。明日は通常授業となります。明後日が振替休日となります。

インフルエンザ情報

インフルエンザによる学級閉鎖のご連絡です。本日、〇年×組のインフルエンザの罹患者が〇名になりましたので、学級閉鎖となりました。

PTAからのお知らせ

〇月〇日は校内美化作業です。子供たちが安全で快適な学校生活を送れるように、ご協力をお願いします。7:00に学校校庭に集合して下さい。



< ご注意 >

- ① メールアドレスを変更された場合は、再度空メールを送信し、再登録をお願いいたします。
- ② 登録された個人情報は、配信以外に使用することはありません。
- ③ 協賛事業所に対して、本メールへ登録した情報が開示されることはありません。
- ④ ご登録は保護者（PTA会員・PTA非会員）及び児童生徒のご家族、学校が許可する方々に限らせて頂きます。

不明な点がありましたら、学校（23-2354）教頭までお願いします。

稚中安心メール 登録のしかた

◆ 「あんしんメール」ご登録方法は、アプリまたはメールアドレスのどちらでも登録できます◆



「あんしんメール」アプリでの登録

- ① 「あんしんメールアプリ」をインストール（無料）
- ② 「あんしんメールアプリ」を起動し、「新規登録」をクリック
- ③ グループ画面の「追加（画面右上）」をクリック
- ④ 下記の登録用メールアドレスのQRコードの読み取りまたはメールアドレスを直接入力し、「グループに登録」をクリック
- ⑤ 必要事項入力後「登録」をクリックし、グループ画面に登録した学校名が表示されると登録完了

1 【iPhone版】



【Android版】



QRコード	<h3>「稚中安心メール」登録用メールアドレス</h3> <p>※ アプリインストールによる個人情報の収集等は一切ありません</p> <h2 style="font-size: 2em;">wa1@ansin-anzen.jp</h2> <p style="text-align: right;">← 直接入力の場合 必ず半角英数字入力</p>
	

- 1 右上記のQRコードでアプリがインストールできない場合
【iPhone版】
… 「App Store」
【Android版】
… 「Playストア」
から「あんしんメール」を検索ください
- 2
- 3
- 4
- 5

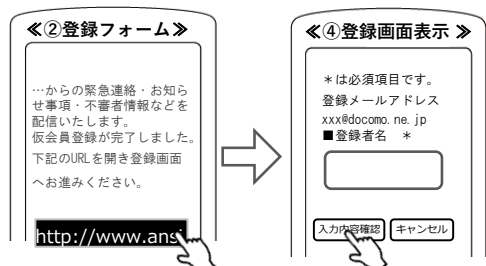


メールアドレスでの登録


- ① 下記の登録用メールアドレス（QRコードまたは直接入力）へ空メールを送信

QRコード	<h3>「稚中安心メール」登録用メールアドレス</h3> <p>※ スマートフォンで空メールを送信する際は、件名に任意の一字（「あ」等）を入れて送信して下さい</p> <h2 style="font-size: 2em;">wa1@ansin-anzen.jp</h2> <p style="text-align: right;">← 直接入力の場合 必ず半角英数字入力</p>
	

- ② 返信メール本文に記載のURLをクリック
- ③ 「本登録画面へ」をクリック
- ④ 表示された登録画面の項目を入力
- ⑤ 「入力内容確認」をクリック
- ⑥ 登録内容を確認し、「登録」をクリック
- ⑦ 「登録完了」画面が表示されると登録完了



【ドメイン指定受信設定】 **【ご注意】空メールを送っても返信が来ない場合**
ドメイン（anzen.jp）指定受信の設定をお願いします
※メールアドレス指定ではありません
※設定ができない場合、この用紙をお持ちになり各携帯電話ショップにて設定をお願いして下さい



● 株式会社テクノミックス (<http://tmix.co.jp/>) ●
登録方法のお問い合わせは、
①学校名 ②お名前 ③電話番号
④お問い合わせ内容 をご記入の上、
株式会社テクノミックス qa@tmix.co.jp まで
メールにてお問い合わせください。

学校への欠席・遅刻連絡について

次のいずれかの方法で、欠席・遅刻の連絡をしていただきますようお願いします。

----- 届け出方法 -----

あんしんメールアプリ 又は メールによる連絡

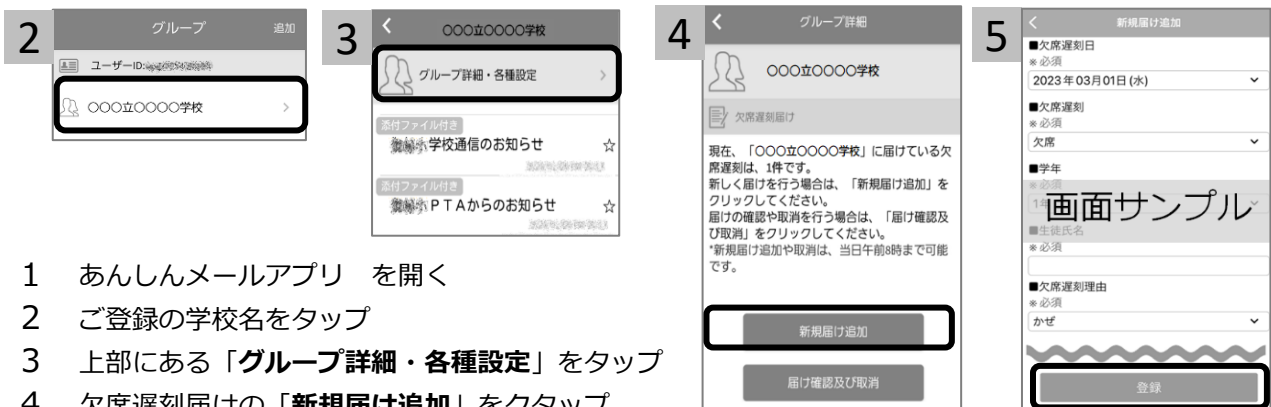
※ 当日8:00までをお願いします。

※ 兄弟姉妹と一緒に欠席等の場合は、各兄弟姉妹分の届け出をお願いします。

■ アプリによる欠席・遅刻届け 提出方法 ■

【注意】「あんしんメールアプリ」をご利用の方は、下記の手順に沿って届け出をお願いいたします。
 アプリをご利用されていない方は、新規にて「あんしんメールアプリ」のインストール 及び
 「あんしんメールアプリ」で学校への登録が必要です。
 「あんしんメールアプリ」のインストール方法等は、「安心メール登録のしかた」をご覧ください。

あんしんメールアプリによる欠席・遅刻届けの提出は、以下の手順でお願いします。



- 1 あんしんメールアプリ を開く
- 2 ご登録の学校名をタップ
- 3 上部にある「グループ詳細・各種設定」をタップ
- 4 欠席遅刻届けの「新規届け追加」をタップ
- 5 欠席・遅刻内容を必要事項を選択・入力
- 6 入力後、「登録」をタップ

以上で、届け出 完了となります。

※届け出内容を確認や取り消したい場合は、『届け確認及び取消』より操作してください。

■ メールによる欠席・遅刻届け 提出方法 ■

メールによる欠席・遅刻届けの提出は、以下の手順でお願いします。

- 1 欠席・遅刻届け専用メールアドレスへ空メールを送信
 << abs-wa1@ansin-anzen.jp >>
 ※ QRコードが読み取れない場合は、新規メール作成画面より上記の専用メールアドレスを手入力し、空メールを送信してください。
 - 2 返信メール本文中のURLをクリックし、「新規届け追加」をクリック
 - 3 必要事項を入力後、画面下部「入力内容確認」をタップ
 - 4 入力内容に誤りがないか確認後、画面下部「登録」をタップ
- 以上で、届け出 完了となります。

1

欠席・遅刻届け出
メールアドレス

◆ 空メール送信後、返信メールが届かない場合 ◆

以下の原因が考えられます。お手数をおかけしますが、下記の内容をご確認ください。

- ① 迷惑メールフォルダをご確認くださいませようをお願いいたします。
- ② ドメイン（anzen.jp）指定受信の設定をお願いします

◆ ドメイン指定受信設定方法 →



令和5年4月10日

保護者の皆様

稚内市立稚内中学校長 森河 真

自転車点検と自転車通学について

春暖の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃より、本校の教育推進へのご理解とご支援に感謝申し上げます。

今年度も稚内サイクルさんが下記の日程で来校され、自転車点検を実施して下さいます。

また、稚内サイクルさんのご厚意により、自転車通学許可のない生徒の自転車点検も実施して下さいます。そこで、自転車通学以外の生徒も点検を希望される場合は、同日の自転車点検に自転車を持ってきてください。

何かご不明な点がありましたら、稚内中学校（23-2354）佐藤までご連絡ください。

記

日時 4月11日（火） 9：00から点検開始

対象 自転車通学をする生徒（必須）
自転車通学許可範囲ではないが点検を希望する生徒

- 注意点
- ・登校時は自転車には乗らず、押してきてください。
 - ・鍵をかけずに駐車するようにしてください（点検のため）。
 - ・自転車小屋に入らない場合は自転車小屋横に並べて止めてください。
 - ・この日の下校時は乗って帰って構いません。交通安全に気をつけてください。
 - ・小雨実施します。

《自転車通学に関わって》

- 許可区域： 中央3丁目（稚内郵便局本局）以南及び、
恵比須5丁目（セイコーマート恵比須店）以北。
- 許可期間： 許可証を学校から受け取り後10月末まで。…日没時間や降雪の可能性から。
- 許可手続き： ①自転車通学希望者は佐藤先生まで申し出、申請書を受け取る
②保護者の了承の下、申請書を提出。自転車点検を受ける。
③自転車通学許可証の発行、点検確認フダをもって許可。
- 車両管理： 職員玄関横の自転車置き場を利用する。管理上の問題については、全校生徒に指導した上で、利用者個人が管理責任を負うものとする。
- 自転車保険： 学校では自転車での事故等の保険に加入していません。ご家庭での加入をお勧めします。

令和5年10月20日

保護者の皆様

稚内市立稚内中学校長 森河 真

自転車通学終了のお知らせ

錦秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃より、本校の教育活動に対するご理解とご支援に深く感謝申し上げます。

さて、標記の件につきましてご連絡いたします。4月の『自転車通学について』今年度の指導・運用内容についてお知らせし、ご理解、ご協力をお願いをしてきました。

10月になり、日没の時間が早くなってきました。登下校時の安全を考慮し、自転車通学を終了します。

ご不明な点がございましたら、稚内中学校(23-2354)佐藤までお問い合わせください。

記

○10月24日(火)から、自転車での通学はできません。

○部活動や、休日の自転車を用いた登下校につきましても終了とします。

～ ヘルメットの着用について ～

今年度より、改正道路交通法が施行され、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となっております。全国的にも、中学生の自転車による事故が少ない昨今の現状を鑑み、学校としては、次年度より、自転車乗車時(登下校)のヘルメット着用を義務付ける方向でおります。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

4. 部活動について

①部活動の意義

- ◇中学校3年間をより充実させる活動として部活動があります。稚内中学校でも少ない教職員の中ではありますが、4つの部活動を設置しています。(令和5年度)
- ◇部活動は、学級・学年を越え、共通の目的に向かって励まし合いながら努力することに意義があります。先輩から学ぶこと、後輩に伝えること、社会に通じる礼儀(挨拶など)やマナー、相手へのリスペクトなど、勝ち負けだけではなく日頃の練習を通して培うことができます。
- ◇稚内中学校の部活動は任意加入制ですが、積極的に部活動に所属し、教室だけでは経験できないことを学んでほしいと願っています。

②部活動の指導の重点

- ◇生徒一人ひとりの個性を生かし、技能の習得と伸長をめざして「心豊かな」そして「健康でたくましい」生徒の育成を図る。
- ◇生徒の共通の関心や興味のより深い追求のため、望ましい人間関係を育てながら、自発的・自治的活動を展開できるよう援助・指導する。

③現在設置されている部活動

- ◇運動系…「野球部」「バドミントン部」「バスケットボール部」
- ◇文化系…「音楽部」
- ※1 卓球、水泳、柔道、スキー等個人で出場する中体連種目は学校代表として出場できます。
- ※2 生徒人数の増加が望めないこと、合わせて教職員人数に限りがあることから、部活動数の拡大は現在のところ検討する予定はありません。
- ※3 部活動拠点校方式により、本校に設置されていない部活動に参加したい意思がある場合、稚内市内の中学校で受け入れ可能な部活動に所属し活動することができます。詳しくは入学後に改めて説明します。

④保護者会について

- ◇各部活動には保護者会が設置されています。生徒の活動に対する様々な支援、要望等を保護者会の中で協議しています。

○【学用品などの購入について】

◇制服について

稚内中学校は制服登校をしています。体育や部活動、行事の時にジャージに着替えます。

運動会準備期間や授業の内容によってジャージ登校となる場合があります。

購入については、市内の各販売店にてお願いいたします。

◇指定ジャージについて

ジャージの価格、取扱店については下記参照ください。

【稚内中学校指定ジャージ価格】	上	7,150円(税込み)
	下	4,730円(税込み)
	ハーフパンツ	3,960円(税込み)
	計	15,840円



【稚内中学校指定ジャージ取扱店】

セキグチスポーツ	潮見4-2-40	TEL 33-3550
シドウスports	潮見2-6-28	TEL 32-9422

※4月8日の入学式で配付します。

◇柔道着について

学習指導要領において、保健体育で「武道」が必修となっています。稚内市の中学校では統一して「柔道」(年10時間程度)に取り組みます。ご家庭には、柔道着を購入していただくことになります。

授業の実施は秋頃を予定しています。授業が始まるまでに柔道着の用意(上下で4,000円程度)をお願いします。5月頃に改めて案内を配付します。

◇アルトリコーダーについて

音楽科で使用するアルトリコーダーの購入希望を集約します。希望される方は2,570円(税込)で購入できます。入学後に改めて案内を配付します。

◇学習用具について

教科書については、入学後に配付します。ノートや辞書などにつきましては、最初の授業での教科担任からのガイダンスに基づいて購入してください。

書道道具、水彩絵の具、彫刻刀については、中学校でも使う場合があります。

◇上靴について

運動靴をお願いします。底の色が、黒・赤・緑など濃い色については、廊下や体育館に跡がついてしまうため、できるだけ白及び薄い肌色等の靴底の靴をお願いします。

◇カバンについて

学校では指定のものはありません。ただし、教科書やノート、ワークなど学習用具が多いので、それらがきちんと入るカバンを用意してください。

○【教愛会(PTA)活動について】

保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の健やかな成長と幸福を図ることを目的として、「教愛会」というPTA組織を創っています。保護者のみなさんと一緒に「中学生の親」として学び合い、成長し合う組織にしたいと考えています。行事などへの協力はもとより、子育てについて助け合うPTA活動を一緒に創っていきましょう。

○【入学式の日程について】

1. 日 時 会 場 令和6年4月8日(月) 稚内中学校体育館 13:30 開式

2. 日 程

新 入 生 登 校	12:45~13:00	・ 入学通知書 を必ず持参し、受付に提出してください。 ・ 13:05 から教室で入学式の流れの説明を行います。時間に余裕をもって登校させてください。 ・ 保護者の皆様は、会場(体育館)にてお待ちください。
入 学 式	13:30~14:00	・ 式の最中は、携帯電話の電源をお切りください。
H R	14:00~14:15	・ 教室で担任から簡単な自己紹介と連絡があります。
写 真 撮 影	14:20~14:40	・ 生徒集合写真と保護者も入った集合写真を撮影します。
総 下 校	14:45~予定	

3. 入学式次第

1. 修 礼	5. 新入生点呼	9. 教職員紹介
2. 開式の辞	6. 新入生宣誓	10. 閉式の辞
3. 国歌斉唱	7. 式辞	11. 修 礼
4. 校歌斉唱	8. 祝辞	

4. 持 ち 物 式当日にジャージやプリントを配付しますので、カバンを持参してください。

就学援助制度について

【就学援助制度】

就学援助制度とは、経済的理由により学用品費や給食費など、お子さんの就学に必要な経費の負担が困難なご家庭に対し必要な援助を行う制度です。

<令和6年度就学援助の内容：中学生>

学用品費等	22,730円	1年生
	25,000円	2・3年生
校外活動費	2,310円	実費・上限額 / 全学年
新入学生徒学用品費	63,000円	1年生のみ(入学前支給を受けた方以外)
体育実技用具費 (スキー用具)	－円	(スキー授業実施の場合に支給) ※稚中はカーリング授業ののため給なし
体育実技用具費 (柔道用具)	5,000円	実費・上限額 / 1年生(要領収書)
PTA会費	4,260円	実費・上限額
クラブ活動費	8,500円	実費・上限額
生徒会費	1,200円	実費
給食費	実費	全学年
修学旅行費	補助対象経費の実費	3年生(R5年度は59,573円)
オンライン学習通信費	14,000円	長子のみ・上限額
医療費	健康保険使用後の自己負担額	学校病が対象(う歯、中耳炎、結膜炎等)
学校災害保険負担金	免除	5月1日現在認定者

*生活保護受給者については、修学旅行費・学校災害保険負担金のみの支給となります。

【認定等について】

保護者から学校へ申請書を提出していただき、稚内市の基準(家庭状況・世帯の所得等)により稚内市教育委員会が審査を行います。審査結果は5月～6月ごろに通知されます。

【申し込み方法】

新1年生については、中学校入学後に申請していただきます。就学援助の認定は毎年行いますので、現在小学校で援助を受けている方も申請が必要です。

なお、年度の途中で家庭事情が変わって申請を希望する場合には、学校または稚内市教育委員会にご相談ください。

※中学校1・2年生に兄弟が在籍している場合は、兄弟と一緒に申請書に記入して中学校に提出してください。中学校では、3月上旬に1・2年生を対象に申請書を配付します。

学校納入費について

本校では、教材費、教愛会費（PTA 会費）、文化体育振興費などの学校納入費を口座振込にて納入していただいております。手続きにつきましては入学後にご案内いたします。

【納入方法】

口座振込

年間の請求金額を、11月末日までに指定の口座に振り込んで頂く形をお願いしております。

※振込に当たっては、一括でもかまいませんし、振り込みやすい金額・回数に分割して頂いてもかまいません。

【振込先】

金融機関：稚内信用金庫 北支店

口座番号：（普通）0057933

口座名義：稚内中学校総合会計

住所：稚内市宝来5丁目7-31

電話：0162-23-2354

【納入金額】（参考）

令和5年度の1年生の年間納入金額は以下の通りです。新年度は5月中旬に決定いたします。

*部活動加入（長子） 26,788円 *部活動未加入（長子） 22,388円

*部活動加入（二子） 24,198円 *部活動未加入（二子） 13,988円

■内訳

項目	金額	備考
教材費	9,848円	右記内訳のとおり
教愛会	4,400円	長子のみ
文化体育振興費	8,600円	部活動加入者
	200円	部活動未加入者
記念事業積立	1,200円	1ヶ月100円
生徒会費	1,200円	1ヶ月100円
文教テスト	1,080円	360円×3回
学校災害保険掛金	460円	

■1年生使用教材一覧（令和5年度実績）

国語	新基礎の学習 国語	630円
社会	地理の完全学習、他1件	810円
数学	数学の学習ノート	630円
英語	基礎の確認1	500円
理科	理科の完全学習	660円
保体	保体資料ノート	470円
技術	簡単整理BOX、他1件	1,620円
家庭	基礎縫い練習セット、他1件	1,480円
美術	ポスターカラー、他2件	3,048円

令和6年2月8日

保護者の皆様

稚内市立稚内中学校長 森河 真

個人情報の取扱いについて

向春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃より、本校の教育推進へのご理解とご支援に感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本校では円滑な教育活動推進のため、個人情報に関して次のように取り扱いますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 「家庭環境調査」記載事項について

- ・ 自宅電話番号
- ・ 保護者携帯電話番号
- ・ 勤務先電話番号及び保護者携帯電話番号

緊急時の連絡の際に使用させていただきます。

- ・ 上記以外の記入項目

学級指導、健康指導及び生徒指導の参考として使用させていただきます。なお、その内容については稚内中学校内のみの扱いといたします。

2 生徒氏名、写真等・学校内外での生徒の活動

- ・ 活躍を紹介するための学校及びPTAから発行する各種通信、ホームページ（動画を含む）、また、新聞などの報道機関、市役所広報紙（ホームページを含む）に掲載させていただくことがありますのでご了承ください。なお、報道機関に氏名・写真等を提供する際には、その目的や内容を確認した上で提供することとします。

不明な点やご意見、ご要望などがありましたら担任もしくは教頭までご連絡ください。

TEL 23-2354

警察と連携した「いじめ問題」への対応

北海道教育委員会 令和6年(2024年)2月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ~いじめに対する措置~

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
不同意わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第 202 条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

[家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

- 稚内市立稚内中学校のいじめ問題に関する相談窓口は、いじめ等対策組織担当の、工藤教諭です。また、担当者他、学級担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。
- 学校は、いじめに関する相談は、全て「学校いじめ等対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。
連絡先 0162-23-2354 (学校電話)

[参考] 『稚内中学校いじめ防止基本方針』

URL: <https://wakkanai-j.edumap.jp/bullying-prevention-policy>

